

阿部彩氏の子どもの貧困研究に寄せて

- 「貧困はなぜ問題か」についての一考察 -

塚 田 広 人

Abstract

The question of this paper is to consider 1) What the minimum to be given as a social benefit to poor children is, and 2) How this question is to be solved. The conclusion of this paper is that against children's poverty and poverty in general 1) How the people around them feel about their poor situation decides the minimum to be given them, and 2) They have this feeling according to their human fellowship.

It will be the next question to probe into the content of assistance to the poor which coincides with human fellowship by considering human fellowship itself more in detail. Clarifying this problem will give profitable material to consider the content, grounds, and the ideal way of the poverty programs for today and the future.

Key words: poverty, human fellowship, equity

JEL Classification: A13, A14, P10, P51

目次

はじめに

- 1 子どもに与えられるべきものと三つの仮説
- 2 仮説についての検討
 - 1) 三つの仮説の相互の比重について
 - 2) 三つの錯覚の存在の当否について
 - 3) 氏の論理の骨格と残る論点…動機の問題
- 3 何が与えられるべきか
 - 1) 何が与えられるべきか…動機理解の重要さと難しさ
 - 2) なぜ与えられるべきか…動機理解1：社会的責任の視点からの考察
 - 3) なぜ与えられるべきか…友愛の視点からの考察

- 4) なぜ与えられるべきか…「差」と「格差」の視点から
- 5) 何が与えられるべきか…どの「差」が縮小されるべきか(事前的差と事後的差)
…また、思考と感情の優先関係について
- 7) どの差が縮小されるべきか…所得の差について(再考)
- 8) どの差が縮小されるべきか…個別方式と全体方式、生活手段と所得
- 9) どの差が縮小されるべきか…考察の視点としての社会システム

おわりに

はじめに

国立社会保障・人口問題研究所の阿部彩氏は2008年に『子どもの貧困』を著した¹⁾。同氏の著作は近年の日本の子どもの貧困の現状を詳しく示すものとして注目を集めた。以下ではこの著作を主な対象として、そこで論じられた内容と関連させつつ、「貧困はそもそもなぜ問題なのか」という問題に関して若干の考察を行なってみた。

氏の著作では子どもの貧困の実態が広く紹介されている(同書の第1~5章)。さらに、子どもに対して最低限社会的に与えられなければならないものについての考察がなされ(第6章)、そしてそれらを実現していくための対策についての考察が行なわれている(第7章)。こうした議論の流れにおいて、第1から5章における貧困の実態を論じるためには、まず何が貧困なのかという問題が明らかになっていることが必要である。そして、何が貧困なのかとは、言い換えれば、何が子どもに与えられていれば貧困ではないのか、という問題でもある。こう考えると、阿部氏の論考の中の三つの論点の中では二番目の論点、すなわち、子どもに最低限与えられなければならないものは何か、が、子どもの貧困の考察のための最重要な論点となろう。しかし、以下で論じるように、この点についてはまだ氏の著作では十分考察が尽くされていない点があるように見受けられる。したがって、本稿の課題は、子どもに最低限与えられなければならないものとは何か、そして、この問いはどのように解決すべ

1) 阿部彩『子どもの貧困-日本の不公平を考える』岩波書店、2008年。

きか、について考察することにある²⁾。

1 子どもに与えられるべきものと三つの仮説

まず第6章で阿部氏が述べている内容をやや詳しく見ておこう。

氏の論述は次のようである。「すべての子どもが享受すべき最低限に必要なものとは何であろうか。」それは「社会全体に選んでもらう」ことでわかる。(下線塚田。以下同じ。これは「合意基準アプローチ」と呼ばれる。)氏が2008年に行ったアンケート調査によれば、日本では、次のような回答結果であった。

過半の支持率を得たもの		半数以下の支持率のもの	
朝ごはん	92%	短大・大学教育	43%
医者に行く	87%	勉強机	21%
学校行事	82%	自転車	21%
手作りの夕食	73%		
高校・専門学校	62%		
絵本・子供用の本	51%		

このような支持率の分布の中でいくつかの項目についての支持率は「他の先進諸国の調査と比べると・・・大幅に低い。」たとえばおもちゃはイギリスでは84%だが日本では12%、自転車はイギリスでは55%だが日本では上のように21%である。

三つの仮説

2) なお、本論での考察の視点は、私の専攻分野からの問題関心、すなわち経済政策一般に関する原理、とくに市場の効率性と社会的公正性とのバランスの問題と、またその応用問題としての福祉国家の原理と日本の福祉国家体制のありかたに強くひきつけられたものとなる。

この違いの理由は何か。氏は次の仮説を立てる。この違いの理由の原因は日本人が持っている三つの「錯覚」にある。一つは「他の子どもも似たり寄ったりであろう」（だから、自分の家が貧しくとも他の家も同じようなものだろうと考え、だから、たとえば自分の家に勉強机がなくとも、きっと他の多くの家も持っていないだろうから、それを最低限保障されるべきものとする必要はないと考える - 塚田付記）という「総中流神話」の錯覚。二つ目は「どんな家庭状況の子でも、…ちゃんと勉強していれば、…成功を得る機会と同じ」である、という「機会の平等神話」の錯覚。そして三つ目は、「物的に恵まれなくても子どもは幸せに育つ」という「貧しくも幸せな家庭神話」という錯覚、である。これらの錯覚によって、日本人が求める社会的最低基準の内容は低くなっているのである、氏はこのように考える (p.191)。

2 仮説についての検討

このような氏の三つの仮説の正しさ、すなわち三つの仮説に示される日本人の心理状況が実際に現実を正しく説明するものであるか、はどのように検証できるであろうか。

この問題については次のことが考えられる。

1) 三つの仮説の相互の比重について

まず、「自分の家が持っていないものは他の家も持っていないだろう」、という第一の錯覚と、「ものが貧しくても、子どもが努力すれば成功できる」という第二の錯覚は、もの、あるいは、成功、という物質的に判断できるものが問題となっている。しかし、「たとえ成功できなくても、心の持ちようで幸せである」という第三の錯覚は物質的には判断できないもの、すなわち「感じ方」が問題となっている。

そして、これらの理由の間では「理由としての重要性」に違いがあると言えよう。上述のように、たしかに、ある社会が決める最低生活水準は、その

社会が民主的社会である場合には、その社会の人々（多数派の人々）が支持する内容として決まるであろう。これをここで「理由としての重要性」の問題に適用してみよう。すると、もし上で述べられている三つの錯覚のうちで、第三の錯覚、すなわち「貧しくとも幸せ」という錯覚が三つの理由の中で他を圧倒する重要性をもつ場合には、<ものの所有やサービスの受給の量がいくら少なくとも、心の持ちようで幸せ>なのだから、その社会が求め、支持する最低生活水準は非常に低くなることになろう。だが、現実には上のアンケート結果のように、日本の社会においてもいくつかの項目に対しては高い水準の支持があることを考えると、かりに第三の錯覚が日本で影響力を持っているとしても、それは他を圧倒するほどの主要なものとはなっていないであろうことが推測される。

2) 三つの錯覚の存在の当否について

まず、第一の総中流神話の錯覚が本当に日本社会に存在しているのかは、日本人が一般的に他の人々に対して、それらの人々があるもの、たとえば勉強机や自転車を持っていると考えているか否かを尋ねることでわかるであろう。もし大半の日本人が「大半の日本人はそれらを持っていない」と考えていれば、そのような認識がそれらに対する低い支持率につながっている理由だと考えられよう。しかしもし、他の人々は持っていると考えながら、それらは最低限の生活財だとは考えていないとすれば、それは中流神話仮説とは別の理由から説明されねばならなくなる³⁾。

第二の機会の平等神話の錯覚は、「今の日本社会では子ども本人の努力(または親が子どもに努力させること)が社会的成功につながる」という考え方であるから、これが実際に人々の心理に存在するか否かは、これもまた直接日本人に「あなたはそう考えているか」と尋ねることでわかるであろう⁴⁾。

- 3) 私の予測では、現実には人々は、大半の人がかなりのものを持っていることを知っていると思えるが、もちろんこれは正確な調査を待たねばならない。
- 4) おそらく、この種の調査はすでに多く存在するであろう。たとえば2002年12月17日に行われた読売新聞社の、全国5,000人の10代の若者を対象とした「全国青少年意識調査」によれば、「今の日本は、努力すれば誰でも成功できる社会だと思うか？」との問いに対して、74.8%がそうは思わないと回答した。(出所：三井物産戦略研究所・未来経済

第三の錯覚は「貧乏でも幸せと思えば幸せである」という精神態度が日本人一般に存在するという見方であるから、これも、日本人に直接、あなたはそう考えているかと尋ねることでそのような錯覚が実際に広く存在するのかがわかるであろう。これも正確にはアンケート調査を待つべきであるが、現時点での私の推測では、現在の日本ではこのような考え方はあまり存在しないであろうし、おそらく少数派であろうと考えられる。その理由は、この錯覚が広く存在するとすれば、最低生活保障の必要性そのものが軽視されてしまうことになるが、しかし、実際には日本社会では一定水準の生活保障の達成が国の責務として憲法に規定され、それが相当程度に実行されていることである。この事実からは、日本人一般が物質的面からの最低生活水準そのものの必要性を軽視しているとは考えられない。

3) 氏の論理の骨格と残る論点…動機の問題

氏は、「子ども期の貧困は、子どもが成長した後にも継続して影響を及ぼしている」(p.24)と述べている。ところで上の三つの仮説(三つの錯覚が存在するという仮説)のうち、上述のように第三の仮説は正しくないと推測される。よって、第一と第二の仮説が正しいと仮定した場合、氏の論理の骨格は全体として次のようになる。すなわち、

1. 子ども期の貧困は子どもが成長した後にも影響を及ぼす。すなわち、子ども期の生活の質と将来の達成には関連がある。
2. しかし、現在の日本人一般はそこに関連が少ないと錯覚している(第一と第二の錯覚)。
3. 現在の日本の最低生活保障水準はこの錯覚に基づいている。
4. ゆえに、日本社会で、両者の間に関連があるという事実が認識され、この錯覚が是正されれば、現行よりもっと高い生活保障水準が、子どもに対する最低限の水準として設定されるであろう。

この論理の中の第4の項目に見られるように、貧困に関する考察は、通常、

研究室のHPより(http://www.study-mirai.org/works/the_world_compass0307.htm)。この例から推測すると、この平等神話の仮説の正しさはあまり期待できないと考えられる。

「ではそれに対してどう対処すべきか」、または「どれだけの最低水準まで援助を行なうべきか」という問題意識を含んでいるように思われる。それゆえ、国として実際にある水準の達成に向けた貧困対策が実施されている国では、こうした「貧困者をどれだけ援助すべきか」という疑問への回答についてある合意が形成され、それに基づいて一定水準の援助制度が作られていると考えられる。

このような援助制度の基本的なものの例として、日本国憲法の第25条がある。そこには、理由のいかんにかかわらず、日本国民の誰かが最低限の文化的生活を送ることができない状況に至った場合は、国家、すなわちその他の国民はその人を助けなければならないことが述べられている（「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」）。これは国家に対する、すなわち国民に対する国民による命令であり、約束である。同条は「自己責任であるか否かに関わらず、貧困状況に対しては、社会はそれを救わねばならない」という命令だけを述べたものである。しかしそこには理由が述べられていない。権利とは結局国民間の約束によって発生し、守られるものであるから、それが実際にどれだけ実現するか、守られるかどうかは国民が持つその動機にかかっている。貧困対策に対して国民はどのような動機を持っているのか。これが貧困問題を考えるために十分に解明されねばならない。

3 何が与えられるべきか

1) 何が与えられるべきか…動機理解の重要さと難しさ

上のように実際に日本社会では憲法第25条があり、その考え方に基づいて生活保護の制度が作られ、運用されている。しかし、その内実を決めるのはその背後にある動機であるはずである。その内実が変更されるかどうかはこの動機の在り方にかかっているといえよう。ではその動機とは何か⁵⁾。私た

5) キリスト教は人間間の愛情を命ずる。それは命令であるがゆえに、キリスト教徒に対し、無条件の行動指針となる。それが欧米社会の弱者に対する考え方と制度に影響している。しかし、日本人の生活指針に強く影響している仏教にはそれが無い。このこと

ちはどのような動機を持ち、それは現行の貧困対策の実態に対して何を求めるのか。

この問題に対してあらためて私たちが社会成員の一人として回答しようとする、それは意外に難しいことであることは多くの人が感じることであろう。それはすでにこうした援助が実施されている国でも同様であろう。形式論理的にはこれらの国では現実にある水準の援助が行なわれているのだから、動機の解明も行われているはずなのであるが、本当にそれは国民の間に明確に存在しているのだろうか。日本で、アメリカで、イギリスで、スウェーデンで、等々、各国で現に設定されている最低限の生活水準は、その社会成員一人一人の明確な動機の理解にどれだけ基づくものであるのだろうか。

実際には援助内容、水準の決定を、主権者としての国民は、彼らを選んだ代表者を通して立法機関と行政機関に委託して間接的にこなしている。しかし、では国民一人一人に対して「あなたはこの水準があなたの動機に照らして正しいと思うか」と尋ねたとき、それに対して、自らのうちに、それに照らして現行の水準の是非を判断できるほどの明確な動機・基準を持っている人は少ないのではないだろうか。貧困者への援助水準は文字通り国民の生活を左右する重要事項であるから、この点に関する考えが国民一人一人の中に明確に存在すべきであり、議員もそれに応じて基準を決定することが理想であると考えられるが、現実には、この、国民の間にあるべき考えが実はそれほど確かなものではないのではないか。

日本の場合についてこの疑問、すなわち動機理解における合意の不在という仮説を支持する一つの事実がある。それは、生活保護対象者に対する捕拵率の低さである。周知のとおり、日本では生活保護水準より低い水準で生活をしている家計は非常に多く存在することがさまざまな調査によって指摘されている。これは国民の中に、自らの生活状況に関して、また周囲の人々の生活状況に関して、ある水準以下の生活に対してはそれに対して社会として援助せねばならないとの考え方が弱いことを意味しよう。憲法の規定と實際

は、日本人は弱者への態度を自ら決定せねばならない状況にあることを示していよう。それは本稿で考えている貧困者への社会的対応においても影響を与えている可能性がある。

の国民の感じ方の間には乖離があるのである。その理由の一つに、私たちの間に「正しい最低限の水準」は何かについての明確な考えが存在していないことがあると推測される。この現状は、子どもを含む私たち社会成員が、貧困でないためにはなぜ、何を与えられるべきかについて、十分明確な認識を持っていないことを意味していると考えられる。

2) なぜ与えられるべきか…動機理解1：社会的責任の視点からの考察

ではなぜ、正しい最低限の水準について、私たちは明確な認識を持ちにくいのか。それを困難にさせる一つの理由として、私たちが自らの認識の中に、「自己責任」と「社会的責任」という二つの相反する考え方を持っていることがあると考えられる。「私が自分で行なったこれこれの行動が、私が現在こういう状況にあることに対して、ある割合で責任がある」。これが自己責任の考え方である。自己責任という言葉は弱者対策を議論するときしばしば私たちの念頭に浮かぶ言葉である。貧困に関する議論で使われるときのその一つの意味は、ありとキリギリスの童話のように、自分で働けるときに働かず、そのために困窮してもそれはその人の責任である、また、それゆえ、他人はその人を助けたいとは思わない、あるいは助ける必要はない、というものであろう。これは多くの人が共感する一つの考え方であろう。以下で自己責任の言葉を貧困問題に関わって使う場合は、「自己責任による貧困状況に対しては、社会はそれを必ず救う必要はない。救わなくても良い。」との考え方であると定義しよう。

他方「自己以外の要因が、私が現在こういう状況にあることに対して、ある割合で責任がある」。これが外的責任の考え方である。さらに、外的責任は、不特定の人間の行動が関係する社会的責任と、人間の行動が関係しない自然的責任とに分けられる。私たちが責任という言葉を使うのは、それによってある困った結果に対する解釈が変わったり、結果自体が変わる可能性があるときであろう。ところで、天候不順によって農作物が不作であっても、人間はそれに対して責任を求めることはできない。仮に来年の奮起を自らに課す

ことはできても、眼前の自然的結果、自らの状況に対しては「私は運が悪かったのだ」としてこれを受け入れるしかない。したがって、自然的結果に関する事柄は、それ自体は責任を問える相手がいないことから、責任論としての考察は無意味となるので、以下の考察では除外することとしよう。

こうして、私たちは、しばしば、自ら手にしている生活状況に対し、それを生み出した責任は誰にあるのか、ということを考える時、自己責任と社会的責任の混合という考え方に行き着く。この二つの考え方は、ある人間が困窮状態にあるとき、それに対して周囲の人はどれだけの援助をなすべきか、と問うとき、困窮者本人にも、周囲の人にも同時に浮かぶ。そして上述のように、それらは通常、それぞれある比率を持った混合責任の結果である。たとえばある人が貧乏なのはその人が努力しなかったという自己責任と、また、その社会がそのとき不景気であるという社会的責任とによる、というように。このとき、二つの責任の比率を知ることができれば、その個人は社会的責任の部分に関し、社会=周囲の人々に対して責任を問うことができる。しかし、両者の比率を知るとは通常かなり困難であろう。また、知ることができても、それに関わった不特定多数の人々は通常特定されえないであろうから、必ずしもその賠償を求めることができるとは限らない。なお、政府の誤った政策の結果に対して公的保障が行なわれる場合はそれが可能な例である。

3) なぜ与えられるべきか…友愛の視点からの考察

「なぜ貧困であることは問題なのか」に関し、阿部氏は、一つの理由として、当該する貧困な子どもの「過酷な状況」(p.2)を挙げ、そしてそれは大人になっても続くこと、を挙げている(第1章)。そこには非行の問題や低学力の問題も含まれていることから、貧困な子どもが社会全体に与える損失という問題もそこに含まれていると考えてよいであろう。

この二つの点、すなわち子どものおかれた過酷な状況と、社会全体に与える損失とが、貧困対策において上記のように本稿で問題とする動機の問題に関連していると考えられる。まず、これら二つの状況が私たちにどのような

感情を生み出すかを考えてみよう。

まず子ども時代の過酷な生活状況と、それが大人時代にも続くことは、周囲の人たちにその子どもを「助けてあげたい」と思う感情、すなわち同情心を生じさせよう。これを本稿では友愛心と表現する。また、ある人の貧困が他の人の損失（犯罪による被害、または低い生産能力による社会的生産力全体の低下、伸び率の抑制）を生むことは、私たちに、「もし、この不効率を解消できれば彼らも自分たちも、より幸せになれるだろう」という共通善への期待の感情を生み出すであろう。この感情は自愛心と友愛心をともに含むものである。こうした二つの感情的反応が、上記の社会的責任という動機と並ぶ、私たちに貧困一般と、またその一部としての子どもの貧困を対処すべき問題と感じさせ、私たちの行動を促すもう一つの動機であると言えよう。

上に引用した阿部氏のアンケート結果はこうした感情、動機の表現物、代替指標であるとみなすことができよう。とすると、こうしたアンケートを作成し、回答を解釈する際には次の点に留意することが必要であろう。

1、私たちが、ある人の困窮状態に対して持つ感情は、その人が私たちにどれだけ近いかによって変わると考えてよいであろうから、その子どもが回答者にとって身近な者（たとえば自分の親や子ども）の場合から遠い者（たとえば1000キロ離れた、血縁関係のない、見知らぬ他人）の場合までの場合分けをすること。これによって私たちの貧困対策における動機がより詳しく明らかになろう。

2、貧困がある人に与える悪影響に関するものと、社会の損失に関するものを区別すること。

3、それを是正するために必要な負担はどのようなものか、に応じて私たちの貧困対策の内容は変わってくるので、対策の提言においては、是正する内容・程度に応じて必要となるコストを対比させること。

1についてももう少し詳しく考えよう。そもそも、一人一人の人間は、生物一般の、そしてまた中でも人類という種の一部として分け持った生命を自らの中に持っている。このような、種の一員としての個人として各人を理解す

るという立場に立つと、その人の持つ生命を生かすこと、生かそうと努力することは、自らの生命自身から、そして人類という種から、また広く生物界一般から期待されていることであると考えられる。どのようにしたらある生命体の生命を最も生かせるかは、その生命体自身がいちばんよく知っている。したがって、どの生命体も、ある生命に対してその発展に対する責任を最もよく果たすことができるのは、自己の生命に対する場合である。このように、生物にとって各個体が、そしてその結果としてその種が生き延びることが最も重要な目的であり、その責任の最大部分はその生命に最も近い生命体、すなわちその個体自身にあると考えてよいとすれば、人間においては本人自身、そして空間的に近い人、通常、血縁上の身近な人の生存を重視することは自然なことであると言えよう⁶⁾。

ただし、通信手段、とくに映像の発達で遠方の人々を眼前に見ることができている現在では、遠方の人でもその窮状をかなり身近に感じる場合もあろう。とくにその人、子どもの置かれた窮状が非常に深刻なものである場合には、たとえ遠方にいる人々であっても、それを映像で見た人たちの中にその人たちを助けたいという強い感情が生まれる場合もあろう。

4) なぜ与えられるべきか…「差」と「格差」の視点から

貧困者に対する援助が問題となる場合は、援助者と被援助者の間の「差」という概念が必ず問題となろう。社会成員の間で生活水準に差がない場合は、たとえ社会成員全員が非常に困窮状態にあったとしても、社会としての再分配、すなわち一部の人が一部の人を援助するという事態は、通常は想定されえないであろう。この状況を社会全体の絶対的貧困状況と表現できる。この場合は貧困に対して何らかの社会的な行動がなされることはないので社会的考察の対象とはならない⁷⁾。貧困問題を社会問題として考察するためには、必ず社会成員間の生活水準に差があることと一定程度の生産力の余裕があ

6) この点に関しては、拙著、『社会システムとしての市場経済』第二版、成文堂、2009年、pp.277-279にさらに詳しい説明がある。関心のある方はそちらも参照していただきたい。

7) 例外的に、たとえば日本にあった姥捨て山の伝説のように、絶対的貧窮者の間で一部が犠牲となって集団の存続を図る場合は、社会的考察の対象となろう。

ることが前提となる。このようなものとして、本稿で扱う貧困には「差」という概念が不可欠である⁸⁾。

さて、「差」という概念と類似したものに「格差」の概念がある。これも貧困と関連して多用される言葉となっているので、両者の違いについてみておこう。格差は通常、「価格・資格・等級などの差」であると説明される⁹⁾。つまり、両者の関係は、格差は差の一部、あるいは一種ということになる。差とは二つ以上のものについて、それらの持つ共通の属性に注目し、それをある共通の尺度で測ったときの測定値の違いということになる。上の格差の説明ではその共通尺度として価格、資格、等級などが挙げられている。だが、一見したところ、「価格・資格・等級」においては、価格と、資格・等級との間には違いがある。価格はいわば切れ目なく続く尺度であるのに対し、後者は段階的に異なる尺度であるといえる。この点を考慮すると、一見すると、価格については、格差よりも単に差という概念を充てるほうが適切であるように見える。だが、これがたとえば賃金という、労働の価格¹⁰⁾を表現する場合は、格差という言葉のほうがより適切である場合がありそうである。

たとえば、年収200万円の人と、1000万円の人では、賃金に差があると表現するよりも、格差がある、と表現するほうが、より適切に感じられる場合がある。この感じ方のちがいはこの差を、その発生源から見るかその帰結から見るかによる。もしこの違いをそれを生み出した労働の貢献度の違いと言うその発生源から見る場合は、それは単なる量的な差となるので、差と言う言葉がふさわしいであろう。しかし、それが生み出す生活状況の違いというその帰結から見る場合は、生活状況にあたかも等級の違いがあるかのような差が生じるであろうから、これは上の「等級の違い」を表すものとして、格差の言葉を使う方が適切であろう。

8) なお、自らの困窮に対して困窮している当事者が自分の努力だけでそれを改善しようとする場合は、(これは周囲の人が援助しようとするとき、本人がそれを拒む場合も含む)、そこにはまだ「社会的問題としての貧困」は現れてこない。しかし、周囲の人々がそれに対して何かをなそうとし、困窮者本人がそれを受け入れようとする場合は、貧困問題が現れる。貧困は社会的問題となる。そしてその場合は、以下に述べるように、富の所有量の「差」が援助の内容、あり方に関する合意作りに強く関係してくる。

9) 岩波書店『広辞苑』第3版、1983年における「格差」の項参照。

10) 労働者は労働の対価を受け取る。それが労働の価値より少ないときは、「労働力」の価格が問題となる。この点を考慮に入れた上で、ここでは一般的に労働の価格と表現する。

したがって、格差とは、共通尺度を適用して二つ以上のものの共通属性を比較する場合に、その差が「段階を画するほど、あるいは質的な違いを感じさせるほど大きい」場合に使われる言葉、概念であると表現してよいであろう。上の場合では、賃金の差という言葉を使うか、賃金格差という言葉を使うかは上のようにこの考え方によって説明できる。それは教育格差についても同様であろう。教育格差を教育機会の差とすると、その差が質的な差として感じられるほど大きな差となるのは、やはりその帰結を考慮した場合、すなわちその結果が私たちの生活の安定度に大きな差を生む場合であろう。もし現在、日本社会で教育格差という言葉が多用、重視されるようになっていくとすれば、それは教育機会の差が、無視できないほどの規模と広がりにおいて生活の安定度の差を生んでいるという認識が存在するようになったからであろう¹¹⁾。

貧困問題に関する特に重要な格差は後に詳しく見るように所得格差であろうが、日本社会で近年この言葉が多用されるようになった背景には、1945年以降の65年間にわたる戦後日本社会の推移の中で、大きな経済的変化が生じ、それに伴って国民の自己認識が変化してきたことがあると言えよう。ここではこの自己認識のうち、自らの生活程度の位置をどのように認識しているかを、内閣府の調査によって見てみよう¹²⁾。自らが社会の中でどの程度の位置にあると認識しているかは、自らが貧困であるとみなすかどうかにも大きく影響しうると思われる。

戦後1970・80年代まで日本が急速な経済的發展をし、社会成員が全体として所得を急速に増やす中で、自らを「中流」とみなす層が増えてきた。しかし、1990年以後の「失われた20年」と言える長い経済の低迷期の中で、自己を中流とみなす層が縮小していった。政府の世論調査によれば(表1参照)、自分(家計)の生活を「中の中」と答えた者は、昭和39年(1964年)

- 11) 具体的には、教育格差は、1990年のバブル崩壊以後の長期にわたる経済的低迷の中で、ジニ係数で示される所得格差が拡大し、特に下層の所得階層の人々の生活苦が顕著になり始め、またその中でも親の所得階層と子どもの進学状態との関係が強く意識されるようになる中で、しばしば使われるようになっていこうと考えられる。
- 12) 設問は次のとおりである。「お宅の生活の程度は、世間一般からみて、どうですか。この中から1つお答えください。(ア)上 (イ)中の上 (ウ)中の中 (エ)中の下 (オ)下 わからない」(出所は表1、2009年の「国民意識に関する世論調査」より)。

は50.2%, 昭和44年(1969年)は51.7%, 昭和54年(1979年)は60.6%, 昭和60年(1985年)53.7%, 平成1年(1989年)は52.1%, 平成11年(1999年)は56.2%, 平成21年(2009年)は53.7%であった。

表1 世論調査：「中の中」の回答割合 1964年－2009年

年	中の中 (%)	年	中の中 (%)
1964	51.8	1995	57.4
1969	51.7	1996	57.4
1979	60.6	1997	56.3
1985	52.5	1999	56.2
1986	52.8	2001	55.7
1987	52.1	2002	56.1
1988	53.1	2003	54.5
1989	54.4	2004	52.8
1990	53.1	2005	54.2
1991	54.4	2006	54.1
1992	53.6	2007	53.8
1993	54.6	2008	54.7
1994	54.7	2009	53.7

出所：内閣府HP、「国民生活に関する世論調査」の各年度版より
(<http://www8.cao.go.jp/survey/>)。

これを図1で詳しく見ると、昭和39年(1964年)から昭和54年(1979年)にかけては自己を中の中とみなす階層が5割から6割ほどに増えたが、その後、石油ショックの経済混乱の中で5割台の半ばまで低下した。その後は昭和60年(1985年)以降平成7年(1995年)までのバブル景気の中で少し増え、それ以降、バブル崩壊後の長期の低成長のもとで2009年に至るまで低下傾向にある(図2も参照)。他方、中の下と見なす階層は1964年から1979年まで減り続けたが、その後やや増加し、それ以前よりは高い水準にある。中の上の階層は1987年ごろを境に増加傾向にある。

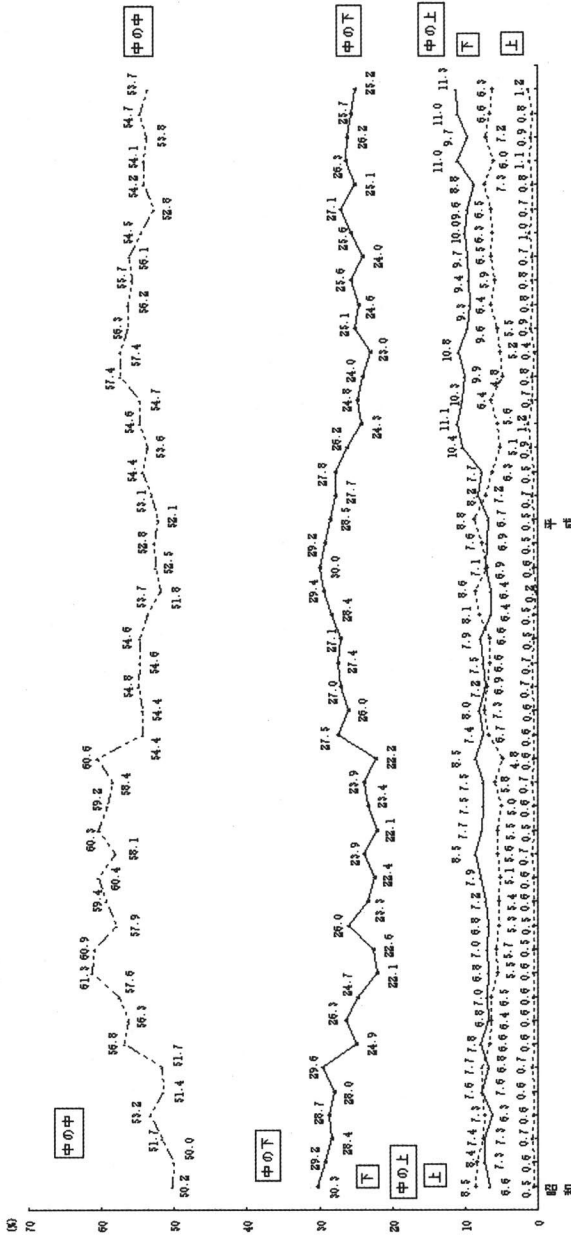
さらに、中の中のグループと、次に大きいグループ、中の上と中の下のグループの動きをやや詳しく見ると、1964年から1979年までは中の中が増え、

中の下が減った。すなわち一段上へ移動したと意識する人が増えた。1980年から87年にかけては中の中が減り、中の下が増えた。すなわち一段下へ移動したと意識する人が増えた。1988年から95年にかけて、すなわちバブル期とその少しあとでは、中の中が増え、中の下が減った。すなわち再び上へ移動したと意識する人が増えた。バブルの後遺症が深刻に感じられるようになった1996年から2004年までは中の中が減り、中の下が増えた。すなわち再び下層へ移動したと意識する人が増えた。その後2005年から2009年までは中の中は大きな変化はないが中の下が減り、中の上が増えた。すなわち上層へ移動したと意識する人が増えた。

ここからは、1980年以降の全体的特徴として、中の中と中の下との出入りが頻繁化していること、しかし中の中はほぼ5割台半ばから大きく変わっていないこと、また、1980年代後半のバブル以降、中の上が増加し続けていることがわかる。つまり、日本社会の成員のかなりの人たちは、といっても数%ポイントの部分であるが、1980年代以降、中の中と中の下の間で上がり下がりの変動を経験してきた。これはそれ以前の、中の下から中の中に移動し続けた時期と比べて、大きな変化である。また、この「中の中と下の間で移動する人々」は、80年代後半以降は、中の中から中の上へ移動する人たちが増えていくのを見ながら、自らの不安定な状況を経験してきたのである。ここに、生活水準の差はあっても徐々に改善するそれとして皆がそれを楽観して見ていた1979年までの時代と、生活がなかなか安定せず、中の中と下の間で入退出を繰り返す人々が常態となった時代という特徴付けが可能となるように思われる。この状態において、以前は単なる「差」と見えたものが、後者においては固定的な「格差」と見えるようになったのであり、そこに、近年、格差の言葉が広く意識されるようになった原因の一つがあると理解してよいだろう¹³⁾。

13) その重要な一部分としての教育格差の一例として、大学生一般への親からの仕送りが減ったこと、そして大学生たちの生活費が切り詰められていることが注目される。日本学生支援機構の2009年11月の調査によれば、「大学学部（昼間部）では、学費は増加し続けているが、生活費は平成12年度調査をピークに四期連続して学費の増加分を上回る幅で減少している。」平成12年度では学費1,121,400円、生活費936,800円だったものが、平成20年度には学費1,183,000円(5.5%増)、生活費676,300円(27.8%減)となっている。(http://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_chosa/data08.html#no4)

図1 生活程度に関する回答の変化 1964年-2009年

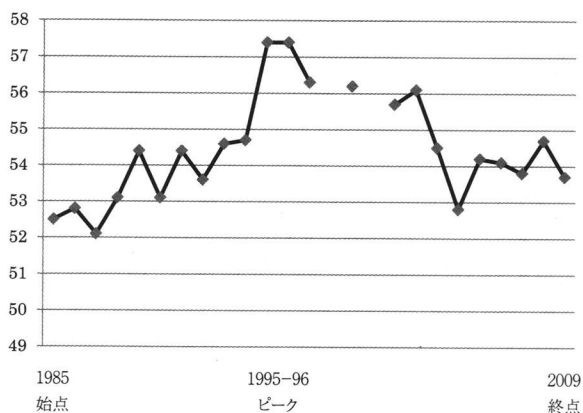


年	中の上 (%)	中の中 (%)	中の下 (%)
1964	8.5	51.4	29.2
1965	8.5	51.4	29.2
1966	8.5	51.4	29.2
1967	8.5	51.4	29.2
1968	8.5	51.4	29.2
1969	8.5	51.4	29.2
1970	8.5	51.4	29.2
1971	8.5	51.4	29.2
1972	8.5	51.4	29.2
1973	8.5	51.4	29.2
1974	8.5	51.4	29.2
1975	8.5	51.4	29.2
1976	8.5	51.4	29.2
1977	8.5	51.4	29.2
1978	8.5	51.4	29.2
1979	8.5	51.4	29.2
1980	8.5	51.4	29.2
1981	8.5	51.4	29.2
1982	8.5	51.4	29.2
1983	8.5	51.4	29.2
1984	8.5	51.4	29.2
1985	8.5	51.4	29.2
1986	8.5	51.4	29.2
1987	8.5	51.4	29.2
1988	8.5	51.4	29.2
1989	8.5	51.4	29.2
1990	8.5	51.4	29.2
1991	8.5	51.4	29.2
1992	8.5	51.4	29.2
1993	8.5	51.4	29.2
1994	8.5	51.4	29.2
1995	8.5	51.4	29.2
1996	8.5	51.4	29.2
1997	8.5	51.4	29.2
1998	8.5	51.4	29.2
1999	8.5	51.4	29.2
2000	8.5	51.4	29.2
2001	8.5	51.4	29.2
2002	8.5	51.4	29.2
2003	8.5	51.4	29.2
2004	8.5	51.4	29.2
2005	8.5	51.4	29.2
2006	8.5	51.4	29.2
2007	8.5	51.4	29.2
2008	8.5	51.4	29.2
2009	8.5	51.4	29.2

(注) 昭和37年1月調査及び昭和38年1月調査ではこの質問は行われていない。
昭和42年2月調査から昭和44年1月調査までは対象者が世帯主、家帯担当者。

出所: 内閣府HP, 「国民生活に関する世論調査」, 平成21年6月調査報告書より。
(<http://www.8.cao.go.jp/survey/h21/h21-life/images/z31.gif>)

図2 世論調査:「中の中」の回答割合 1985年-2009年



出所：表1に同じ。

5) 何が与えられるべきか…どの「差」が縮小されるべきか (事前的差と事後的差)

さて、上で述べてきた差とは生活物資の入手量の差のことであった。これを仮に「事後的差」と呼ぼう。だが、そのような差を生み出すための手段の保有量にも差が存在する。それは言わば人生の機会における差、または初発的な差である。それは人間が生まれたときにすでに人間に与えられている差、すなわち「事前的差」であり、それは例えばどのような地理的環境に生まれるか、またはどのような親のもとに生まれるか、といったこととして、人間が生まれた瞬間にすでに与えられている。

地理的環境と、親が与える諸条件、すなわち親から受け継ぐ心身の特徴の差や親が持つ財産の差が子どもの人生の幸福量に及ぼす影響は大きい。たとえば厳寒の地に生まれるか温暖な地に生まれるか、頑健な体と強い意志と優れた知力と大きな財産を受け継いで生まれるか、弱い体、弱い意志、低い知力ととるに足らない財産を受け継いで生まれるかでは、生まれた子どものその後の人生は大きく変わってくる。さらにまた、人間は他の動物と異なり、その歴史的発展の中でさまざまに異なった社会的協力の形態、すなわち社会

体制の中に生まれてくる。したがって、ある人間がどの時点でどのような社会に生れ落ちるかという差もその人のその後の幸福に対して大きな影響を及ぼす。生れ落ちた社会の制度次第では、例えば社会保障が手厚い国とそうでない国のどちらに生まれるか、また民主的な国に生まれるか独裁的な国に生まれるかでは、たとえ生まれた地理的環境と親から受け継いだものが似ていても、それぞれに生まれた子どもたちの人生の幸福のあり方には大きな差が生ずるであろう¹⁴⁾。

ただし、誕生時に与えられ、その後の人生に及ぼされるこの三つの事前的差の影響力は固定的なものではなく、当事者がその後それに働きかけることで、その影響内容のある程度は変えることもできる。たとえば人間は地形を変え、また、わずかではあれ気候にも影響を及ぼすことができる。また、親から受け継いだ資質、資産の影響力に対しても、子どもはその成長とともに自律的な使い方を選択できる。社会体制に対してもその変更のために行動することもできる。

なお、社会体制という要素はそれ自体が人間に対して影響力を持つだけでなく、他の二つの要素、地理的条件と親の条件が子どもに影響する仕方に対しても大きく影響する。例えば、寒い気候の国で、国民がそれぞれの能力に比例した税金を支払い、そこから全員に暖房費を再配分すれば、その地理的・気候的環境に生まれた人間の幸福の分布に対して大きな影響を与える。また、たとえば税金から各家庭の子どもの数に応じて養育費を配布すれば親が子に与える影響力に対して影響を与えることができる。こうして、「社会のあり方」は人間の間の自然的な差、生来の差に対してさまざまな影響を与える。

このように、社会体制は事前的差に対しても影響を与えると同時に、所得の再配分などによって事後的差に対しても影響を与える。この影響の仕

14) 社会が人間に及ぼす最大の影響は自由の範囲を決めるという行動によってである。それは森の中の曲がり角ごとに立てる立て札のようなもので、そこには「この三叉路はいちばん左の道は行ってはいけない」とか、「この二つの分かれ道は、左へ行けばAの結果が、右へ行けばBの結果が待ち、そしてどちらも自分の責任で選ぶことができる」などと書かれており、その社会に生まれた人間の人生における「可能性の束」の中身を決める。この可能性の束の範囲内で人間はそれぞれの進路を選択してゆく。

方は社会成員の判断によって選択される。

歴史上のそれぞれの社会は、現実には、それぞれの仕方での事的、事後的な差の問題に対応してきた。たとえば封建社会における身分制度は、親から引き継ぐものと社会が許す自由の範囲のあり方に関するその時代の一つの選択であった。普通選挙制度も社会が許す自由の範囲に関する選択の一つであった。累進所得制度は最終的に受け取る所得のあり方に関する一つの選択であった。今私たちが住んでいるこの日本社会も、こうした事的差と事後的差に対する対処方法の選択の組み合わせの結果として存在し、それに従って人々は実際の生活を送っている。一般に、「貧困」や「格差」が問題になるのは、ある社会の中でその社会の仕組みが定めているこうした「人間間の差の取り扱い方法」、すなわち事的差と事後的差の取り扱い方法に問題があると感じられるときであろう。そして、社会成員が貧困を問題とするのは、こうした事的、また事後的差の結果としての人間の生活状況の差、あるいは格差が存在すると感じられるときである。このとき、「どのようなものの所有量の差が」、「なぜ」、「どれだけ」、是正されるべしとその社会構成員が考えるかが貧困政策を決定する。

6) どの差が縮小されるべきか

…所得の差について (事的・事後的視点から)

…また、思考と感情の優先関係について

これまで相対的により多く考察されてきたのは事後的差であり、中でも所得の差であろう。所得とは通常、貨幣として表れ、そしてそれはどのような富とも交換されうる、各種の富のいわば原基形態である。そのようなものとして貨幣は人間の幸福量の代替指標のようなものとして現れ、それゆえに人間にとって非常にしばしば、第一に重要なものとして現れる。また、それは単純な数値として表れ、その増減を容易に認識できるがゆえに、人間が取り扱いやすいものとして存在する¹⁵⁾。それゆえ、富、そしてその原基形態とし

15) 人間間の愛情は人間の生存動機を左右するという意味ではやはり人間にとって不可欠のものの一つであるが、貨幣と違ってそれは言わば「つかみどころのない」、取り扱いにくいものである。両者の関係は、愛情は人間に生存の意欲を与え、所得は生存の手段を与える、と表現してよいかもしれない。

ての所得・貨幣を求めて人間は日々行動する。したがって、貧困の問題についても所得は第一に注目されるべきものである。

さて、所得の差については、他の富一般と同様に、それをめぐる差を考察する場合、事前的差すなわちその入手条件の差と、事後的差すなわち結果として入手された所得量の差の二つの差のあり方が問題となる。なお、親から資産を受け継ぐという事象については、これは受け継がれた後の時点に注目すると事後的差の範疇に含まれるが、入手状況に注目すると入手条件の差という事前的差の範疇の問題として考察される。

さて、事前的、事後的差については、ある社会をとったとき、この差のいずれをその社会が解決すべき問題と理解するかについては、通常、その社会内部に二つの見方が存在しているように思われる。一つは、「こうした人間の行動の結果=所得の差は問題とすべきではない。問題とすべきは所得を得るための**機会**の差のみである」というものである。機会の差の是正が行なわれれば、そしてそれは完全な平等ではなくても、社会成員が合意できる限りのそれであれば、その結果としての所得の差はその人の責任である、よって周囲の人々はその人を助けなくても問題はない、という考え方である。先にふれたありとキリギリスの童話はこの立場に立つ。この童話では両者ともに働く機会を与えられていたので、それで十分とされた。もう一つは、機会とは別に、結果としての所得の量の差が一定限度を超えるとそれは社会の共同行為によって是正されるべきである、というものである。その例は日本国憲法の第25条であり、それは上述のように、理由のいかんに関わらず、国家が貧窮者を救うべきであると定めている。

この二つの考え方の間には一見すると対立関係があるように見える。しかし、実は、それらは**時間的継起**という点から見ると、異なった時点に登場していることに注意すべきであろう。二つの判断の間には、それが実際に行動に結びつくための力となる上では優先関係が存在している。その優先関係とは思考と感情の間の優先関係である。まず、前者の立場、すなわち所得獲得の機会のみを是正すべきである、との考え方は、結果としてのある者の困窮

状態は是正する必要はないというものであった。問題はこの結論に至る思考過程の中に感情に基づく判断が含まれているかどうかにある。このことについて考えてみよう。

まず、この思考過程の中に自らの感情に対する思考が入っていない場合を考えてみよう。それはたとえばこういうことである。目の前に傷ついた犬が横たわっていたとする。このとき、「私はこの犬を助けるべきか否か」を考えたとする。このときの考察過程が次のようであったとする。1、弱った動物を助けることは人間の義務である。2、私は人間の一人である。3、目の前にいる犬は弱った動物である。4、だから私はこの犬を助けるべきである。このとき、この思考過程には自分の感情が入っていない。

次に、自分の感情が入っている場合を考えてみよう。それは次のような場合である。1、私は犬が好きである。2、だから私は目の前に傷ついた犬がいると助けたい。3、目の前に傷ついた犬がいる。4、だから私はこの弱った犬を助けたい。このときの結論も犬を助けるというものであるが、そこには自分の感情が自分の思考過程の一つの要素として入っている¹⁶⁾。

この点を考えるに当たって、私たちは感情を論理に優先させる、ということを目指したい。つまり、感情を抜きにして思考して出た結論の場合は、それが自分の感情に反する場合は、人間はその結論に従わない、ということである。感情とはもっとも簡潔に表現すると、あることに対してそれに近づきたくないこと、あるいは離れたくないことである、といってもよい¹⁷⁾。人間が最終的にあるものに向かって引き寄せられること、あるいは離れたくないこと、このことが人間の内部で引き起こされることが人間の感情であるといえよう。さらに、こうした感情を外部から人間に引き起こすものそれ自体を、

16) これは、次の例でも言える。たとえば目の前の食べ物が栄養があると「考え」ても、嫌いだという感情があればそれを食べることはない。もし食べることがあるとすれば、現在の嫌いだというマイナスの感情に、将来の、たとえばその栄養が自分を幸せにすることを想像し、そこから生まれるプラスの感情が優る場合であろうから、これも実は感情が優先しているといえよう。または、戦争で敵国とされる国の国民を殺すべしという論理に反論できないとしても、感情面で、それをしたくないと感じたときは、それはできない。このように、感情は思考に優先する。

17) この箇所に関連する議論が、内田義彦『社会認識の歩み』岩波新書、1971年、92-93頁にある。そこではこの点に関するホップズの考えが紹介されている。

人間は善あるいは悪と呼んでいると考えてよいであろう。その際、この善、または悪という言葉で表現されているものは、人間が感情に関連する自己の経験を積み重ね、抽象化した結果として表象しているものといえよう。つまり、あることに近づくことが自分により結果をもたらす場合は、それは自分に対して善である、また、その逆のものは自分に対して悪である、ということである。

このように、人間が行動するとき、つまり実際に生きるとき、その行動を最終的に決めるのは、感情の部分である。それは実際に自己の内部に何らかのよい結果、あるいは悪い結果を生んだことがある「あるもの」に対する自己の記憶から生まれる反応である。それを、より客観的に一般化して表現するとき、それが善、悪として表現される。したがって、あるものが自分の目の前に現れたとき、それに近づくか、実行するか、または離れるか、実行しないかを決めるのは、感情の部分である。思考とは現実のものごとを一般化して頭脳の中に浮かべる作業である。そしてその際、人間の行動に対して決定力をもつのは感情なのである。したがって、感情なしの論理的思考と、感情を含む思考を比べると、後者が優先されるのである。

このように、ある人が思考の結果到達した結論に従って実際に行動するためには、「それをしたい」、または少なくとも「それをしてかまわない」という、感情による最終判定が必要である。したがって、本稿の焦点である貧しい人を助けるかどうか、またどの程度助けるか、というとき、助けるべきであると結論する人の場合、その人が実際にそうした行動に移る場合は、その考えの中にすでに「助けたい」という感情を織り込んでいるのであるか、または、それを織り込まずに思考を済ませたあと、その結論が自分の感情によって抑制されない場合である。こう考えると、機会の不平等のみを是正すべきである、と、結果の不平等も是正すべきである、の二つの考え方のいずれも、結局、ある要素（生活物資）についてその所有量が少なくて困窮している人を見たとき、その人を助けたいという感情が生まれるかどうか、または助けるという結論に対して自分の感情が中立的であるかどうか、それを妨

げないかどうか、がその人の行動を決定することになる。

したがって、機会と結果のいずれを、貧困者を助けるための基準とするかについても、問題の核心は、私たちはある生活要素の所有量に関する困窮者を見たとき、助けたいと感じるのか否か、もし感ずるならどのような場合に感じるのか、または助けるという行動に対して感情が中立的であるかどうか、それはどのような場合か、ということにある。そして、私たちの行動の選択は、必ず、それに使う私たちの力が使われる可能性のあった他の行動を犠牲にするので、貧困者を援助するためには他の何かを犠牲にしなければならない場合には、実際の援助行動、援助政策は別のある行動が犠牲とされることから生じる感情と、貧困者への援助から得られる感情との比較によって決められる。上の「助けたい」との感情も、「中立的である」感情も、こうした「感情の差し引き」の結果として生じる。民主主義の社会では、この差し引きのプラスの感情を感じる人が社会成員の過半数である場合に、私たちは社会的な援助行動に移る。

このように私たちの根源的な行動の動力源は感情にあると考えてよいとすれば、私たちが、現在、憲法第25条を受け入れているという事実は何を意味するだろうか。それは、日本国民の過半数が¹⁸⁾、この条文が現実にもたらず状況、すなわち<弱者に対してはなぜそうなったかという理由を問わず、その人が現に現在そのような状況にあるという理由のみによって、その人に対して最低限の文化的な生活を保障できるよう、周囲の人々が自らの取り分を一定程度犠牲にして再分配を行なう、という状況>を感情として支持している、と言えよう。しかし、この感情的支持は、「一定程度」という、ある量的な規定性を持つものである。この規定性が実際の援助過程では最重要となるのであり、その水準を決める行政府、議会の役割は非常に重要である。したがって、これを最終的主権者としての国民の立場から見ると、こうした代表者が決めている援助水準が、自らの感情の求める援助水準と一致したものであるかどうかを判定することは、国民に課された義務であると言えよう。しかしまた、上述のように、それが感情にかかわるものであるので、その判定

18) より正確には憲法改正に必要な、国会議員の三分の二以上の人々（それはその背後に同率の国民が存在すると仮定してよいであろう）と表現すべきであろう。

は難しいものであることも確かである。この点をどのように正確に判定していかを工夫することが、現在の民主社会の重要な課題であると言えよう。

7) どの差が縮小されるべきか…所得の差について (再考)

さて、以上の機会と結果、思考と感情に関わる点に留意した上で、所得の考察に戻ろう。貧困に関して、阿部氏は所得が鍵であると表現している¹⁹⁾。よって、貧困を「あるものの所有量の差が問題となること」ととらえる場合、そのあるものとしては、阿部氏はとくに所得(収入)を重視している。そして日本社会も、憲法とその具体化としての諸法によって、ある水準の生活を保障するための主な具体的方法としては、結局は所得、すなわち生活保護費の支給を想定していることから、阿部氏のこの考え方は広く受け入れられている考え方であると言えよう。

すると次の問題は「どのような所得の差」に対して、それを是正すべきかということになる。それは、上に見た感情の重要性の点から言えば、どのような収入格差に対して、私たちはそれは是正すべきだと感じるか、ということである。この問題に答えることは5)の最後で触れたように難しいことではあるが、それを避けて通ることはできない。本項ではこの問題に答えるための準備作業としていくつかの点について考えておきたい。

(1) 下限について

上述のように、日本社会では、その理由を問わず、社会で定めた最低限以下の収入の場合に対してはそれを是正するという機能を持つ生活保護制度がある。したがって、それを是正すべき所得のある下限が存在するということについては日本社会では合意ができていると考えられる。そして、これは同時に、この下限より上の所得水準の範囲内での差は是正される必要はないこともまた合意されていることを意味しよう。

(2) 所得と所得以外の是正

ただし、ある所得の不均等状況に対し、それを是正すべしと私たちが判断する場合、それは、所得の数値そのものを見て判断しているわけではない。

19) 阿部氏、前掲著、p.33。ここでは「やはり所得は『鍵』と表現されている。

もし所得の数値のみから判断しているとすれば、ある水準の生活保護基準が決まっていれば、そのほかの是正措置は必要ないことになろう。しかし実際には、生活保護水準以上の家庭に対しても特定の財・サービスの入手状況の不均等が、公的制度によってある程度是正されている場合もある。例えば教育面での政府によるさまざまな奨学制度はその一つである。なぜこうした制度が支持されているのか。それは、ある水準の所得の保障という方法によっても、ある特定の重要な財の所有状況の不均等が存在している場合には、それは是正されるべきである、そして教育の機会はこうした特殊な財の一つであると社会成員が判断しているからであろう。このように貧困対策とは所得の数値のみで決まるものではないが、所得への援助が基本をなすことも明らかである。この点に留意しつつ、以下、所得に焦点を当てて、「感情が支持する貧困援助の水準」に関する考察を続けよう。

8) どの差が縮小されるべきか…個別方式と全体方式、生活手段と所得

このように、貧困一般、とりわけ本項で注目する子どもの貧困については、「子どもの間のあるものの差がなぜ問題なのか」、そして「では何をすべきなのか」に答えるためには、「子どもをめぐるどのようなもののどのような所有量の差に対して、私たちはそれをどのように感じるがゆえに、どのように是正したいのか」を明確にすることが必要である。

「どのようなもの」の問題を考察する方法としては、大別して二つの方法があると考えられる。一つは、一つ一つの「どのようなもの」、例えば、子どもの医療費、子どもの食費、子どものおもちゃ、等々の差について私たちの感じ方、考え方を検討し、それらを合計する方法（先にあげたアンケート方式もその一つの試みであった）と、それらを買うことのできる万能手段としての所得の総額について検討する方法の二つが想定されよう。ここで仮りに前者を個別方式、後者を全体方式と呼ぼう²⁰⁾。

両者の間には次のような関係がある。つまり、一つ一つの必要度を考える場合は、それらを合計したものが社会の負担能力を超える場合もあろう。そ

20) 個別方式に関連して、たとえば、生活保護費の支給対象としては、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助、介護扶助がある。

のとき、全体の上限額の範囲内で、それまで選んだもの間の優劣関係をつけねばならない。私たちの行動としてはこのような行動順序が現実的であろうから、私たちは前者の方法をとる場合には、実は後者の方法の一部、すなわち、格差是正のために使える資源の上限も決めておかねばならない。個別方式がこの範囲内ならば問題はないが、これを上回ればその上限値内で個別項目を調整せねばならない。

では、後者の方法から出発することはできるだろうか。私たちは、富者と貧者の所得の額だけを比べて、富者から貧者にどれだけの所得を分け与えるべきか判断する（その基礎となるのはその差に対して私たちが是正の必要性を感じるかである）としよう。このとき、総額を考えようとする際に、私たちは、まず、その額によって貧者の生活がどれだけ改善できるか、または富者の生活がどれだけ犠牲となるかという個別内容を想像した上で、「この額ならば、何々が買える、そしてそれが無いのは非常にかわいそうなので、その額を援助したい」と考えるであろう。

このように考えると、個別方式と全体方式は、どちらを行う場合でも、結局、非常によく似た方式となることがわかる。したがって両者を「個別＝全体方式」と呼ぼう。この個別＝全体方式をとる場合、格差是正策はたとえば最終的に、総額の上限内で、社会の支持の大きい項目を合計した値、たとえば、子どものいる貧困家庭（これをかりに中位所得の半分以下の家庭としよう）に対する許容上限額は中位所得の4分の3であり、その範囲内で個別の是正希望項目を合計したら中位所得の5分の3となった、という場合は、その差額が援助額として確定する。

なお、こうして決めることができる援助額は、個々の家庭の特殊事情を無視した、平均的なものでしかありえないであろう。個々の家庭を見れば、貧困家庭でも、またはより高所得の家庭でも、各人が成長と生活のために実際に必要とする所得は、各人の個々の事情に従ってさまざまに異なりうるであろう。ある子どもは特殊な感性を持っており、通常の子どもたちと同じだけの満足を得るためには、ある特殊な非常に高額なおもちゃが必要である、と

いう場合もあるかもしれない。したがって、さまざまな個々の事情に合わせて差を是正しようとする、社会的な援助額の決定は難しくなる。将来的には一般的にこうした事情を考慮した決定が可能となるかもしれないが、現状では平均的事情に基づいた平均値としての所得援助が主となっている²¹⁾。

9) どの差が縮小されるべきか…考察の視点としての社会システム

さて、以上では、私たちの二つの感情、すなわち同情心と全員のより多くの幸福への期待の感情に基づいて、私たちの、貧困者・貧困状態に対する援助のあり方が決まることを論じてきた。そして感情が支持する貧困援助の水準を考察するためのいくつかの手がかりとなる視点について若干の考察を行なった。こうした点を考慮して、その水準は具体的にどのように決まるのかを検討することは次稿以降の課題とする。

本稿では最後に、社会システム全体と関わらせて、こうした援助のあり方が社会全体の中でもつ位置づけを確認しておこう。先に、貧困対策はそれによって犠牲となることがらも同時に考慮せねばならないことにふれた。この点とも関わって、貧困という問題は社会全体の構造・循環のシステム、あるいは形成原理の中でどのような位置を占めているのかを理解しておくことは、具体的な貧困対策を検討するために必要な視点の一つとなるであろう。

「社会システム」、あるいは「人間社会の形成原理」については、まず次のように考えることができよう。

<「人間社会の形成原理」に関する基本的問い>

- ①社会形成の目的＝なぜ人間は社会を作るのか。
- ②社会形成の手段＝その目的のためにはどのような協力ルールが必要なのか。

<「人間社会の形成原理」に関する基本的問いに対する基本的答>

- ①孤立ではなく協力によって人間はよりよい生活ができると予想するので、人間は社会を作る（生産の効率性の向上と、それによる社会参加者の生存条

21) ここで述べた、各人の必要度に応じた所得分配に関する議論は、Amartya Senのcapabilityの議論とも関連している。センの議論については Sen, *Commodities and Capabilities*, North-Holland, 1985, 邦訳, 『福祉の経済学』岩波書店, 1988年, 鈴木興太郎訳, を参照していただきたい。

件の改善を予想)。

②協力のためには協力ルールが必要となる。そのルールの核心は社会的協力に必要な負担と成果の分配ルールである。成果=社会によって生み出される「よいもの」とは自由と富の二つである。自由とはここでは、その社会の中で許される各人の行動の許容範囲である。富とはその自由の中で平等な合意によって協働を行い、そこで得た生産物である²²⁾。しかし、社会成員の中には働けない事情が生じる者もいる。そのとき、社会成員の間では、保険的動機、または友愛的動機によって、こうした状況にある者に対しても労働可能な者からの援助が行なわれる。

この点を敷衍すると、社会には通常、労働可能者と労働不能者(長期的、あるいは短期的な)が存在する。ある時点をとったとき、人間の間には自然的、あるいは社会的な理由で労働能力または労働機会を持たない者がいる。たとえば失業者は労働能力は与えられているが労働機会は与えられていない者であり、また、重度の肉体的・精神的障害者は労働能力自体が与えられていない者といえる。労働可能者は社会の中で労働を行い(現代社会では通常、高度に発達した分業に参加するという形をとる)、提供した労働に応じて生産物(現代では通常、貨幣所得)を受け取る。労働不能者は、もしその人が事前に労働可能な期間があったときはその間に、将来、労働不能になったときに備えて生産物を蓄えることができる(保険的動機に基づく準備)。しかし労働可能な期間が最初からまったくないか不足している人の場合、例えば一生寝たきりであるような場合、あるいは雇用期間が短い場合、あるいは雇用期間が長くとも失業期間が長期化し、雇用保険からの給付が底をついた人の場合には、自力では労働不能期間において生存を続けることは難しくなる。ではこのような人たちはその時点で死に絶えるしかないかという点、実際には現実の人間社会ではこうした弱者に対してさまざまな援助活動が周囲

22) ここで富とは、人間が作る前にすでに存在している富である自然資源と、人間が作り出した生産物の二つを指す。自然資源についても公正な分け方を決めることが必要であり、人間は協力して生産活動を行なう前に、まず自然資源の分け方を決めておかなければならない。現行のそれは先行の歴史の中で受け継がれてきた所有状況の結果であるが、その正当性についてはあらためて十分な検討を行なう余地があろう。この点についての考察の一例としては、前掲拙著『社会システムとしての市場経済』第4章を参照されたい。

の人々によって行われている。人間はこのような場合、より生存能力の高い者たちが低い者たちをできる限り助けてその生存を確保しようとする性向があると考えられる。このような性向をここでは友愛性と呼ぶ²³⁾。

こうして、自由を平等に分け（法の下での平等）、その中で自由に協力して得た富を参加者の間で公正に分け（公正性）、さらに働けない者に友愛的に分ける。すべての社会にはこれらの三つの仕組み、ルールが必要であり、これらが円滑に機能するときその社会は安定的に存続できると考えられる²⁴⁾。つまり、なぜ社会を作るのかは、それによってより望ましい生活を送ることができるからであり、どのようにしたら協力を続けられるのかは、何よりも、生産物を公正に分け、また友愛的に分けることによってである、と考えられる²⁵⁾。

先に見た感情の優先性の問題と、上述の社会システムの内容との間には次の関連があると言えよう。人間はまず第一に感覚・感情に基づき、次に必要に応じて知性を介して行動する。上で「社会を作る」ためには公正、友愛の二つのルールが必要であると述べたが、人間の感覚・感情と知性という二つの区分方法から見ると、自然資源と生産物の分け方のところで問題になる公正なルール作りは、比重としては、より多く知性の対象に属し、弱者への再分配のところでも問題となる友愛（友愛的動機に基づく再分配）は、感情の対象に属するといえよう。前者がより多く知性の対象となると言うことの意味は次のようである。人間は共同の成果に対しては、そこから自分に対してできるだけ多くの分け前が与えられることを期待する。ここまでは感情の問題である。しかし、それを全員が行なえば争いとなり、協働関係が保てないこ

23) これをhuman fellowshipと表現することもできるであろう。（この言葉はEmeritus Professor, University of Kent, UKのVictor George氏の示唆による。）

24) ここで述べたことはJohn Rawls, *A Theory of Justice*, Harvard University Press, 1971の第1章、第1～3節を検討する中で得られた理解である。ただしここでの叙述内容は必ずしもロールズの考えと同じものではない。（筆者とロールズの考えの間の相違点に関心のある読者は同著上掲部分を参照していただきたい。）

25) 拙著『社会システムとしての市場経済』では友愛の用語とほぼ同じ意味を持つものとして「慈恵」の用語を使っている（第7章）。これはより豊かな者がより貧しい者を助けるという同一の人間行動を表しているが、友愛はその動機部分に焦点を当て、慈恵はその行為部分に焦点を当てるという違いがある。本稿では動機部分をより重要な内容と考えるに至り、この用語を使っている。

とも理解している。したがって、そこに知性が介入し、解決策を見つけようとする。そのとき協働するものたちがこれまで納得できるものとして発見したものが、働き、貢献度に応じた分配のルールであった。これが、公正性とは感情にも関係するが、より多く知性の対象となるということの意味である。

さて、富の分配の主要な二つの方法である公正な分配と友愛的な分配についてももう少し詳しく見ておこう。まず公正な分配についてであるが、生産物を働いた者の間で分けるとき、現在の社会でもっとも広く行われている分け方のルールは「働きに応じて分ける」というものであろう。これは賃金という形をとる。このほかの分け方、たとえば、宝くじでお金を得るとか、親から相続してお金を得る、またお金を貸したり、資本金として提供することで見返りに利子・配当金を得る、等により、労働なしで生産物の一部を得ることもできるが、これはその前に、そうした生産物を作り出すための労働が必要であることから、やはり働きに応じて分けることが現行の社会の第一の分配ルールとなっていると言えよう。

働きに応じて分けるとは、二人以上の人間が協力して生産活動をすることを意味する。そのとき、それぞれの人の働きがその生産物を生み出すのにどれだけ貢献しているのか、その人の貢献分はどれだけかを正確に知ることが必要となるが、それはかなり困難な問題である²⁶⁾。しかし、それを正確に知ることが難しいことであるとしても、私たちが「貢献度によって分配を受けること」を基本原理としては正しいものとして受け入れていることは否定できないであろう。その精確さ (precision) は別として、私たちは実際の協働の現場で、上司が部下を、また同僚同士がお互いの働き具合を観察することによって、ある範囲の誤差の中ではあれ、貢献度を評価することは実際に行われていると言えよう。こうして現実の社会では、「働きに応じて分ける」というルールは、ある種の誤差を含みながらも実行されてきたと言えよう。

26) 生産要素を資本、土地、労働の三要素に分けて、それぞれの限界生産物を測定し、そしてそれが実際に市場経済で報酬として決まっていることをもって、これが働きに応じた分配を決めるルールであるとする考え方があがるが、この考え方は「現実はそのように動いている」ことのみを述べるものであって、その正当性までを証明するものではないと考えられる。(この点に関しては、拙著、『社会システムとしての市場経済』前掲、の第6章第3節の2を参照していただきたい)。

そして、こうした公正性の原理に立つ分配の結果が、次に友愛性の原理に立つ分配のための原資となるのである。

そこで次に慈恵的・友愛的な分配について考えよう。人間は、上述のように、友愛的な動機に基づく貧困者への援助動機を持つと考えられる。まず、それぞれの人間は物理的には別の存在である。私たちの体は別の人間の体と混ざり合うことはない。たとえ血液や臓器が他の人の体内に移っても、それは私たちの人格、すなわち独立した存在、意思決定の主体としての存在そのものが融合しているわけではない。だが、対人関係の視点から人間の精神面を見たとき、人間には共感の感情がある。たとえば、悲しい人を見るともらい泣きをしたり、嬉しい人を見るとこちらも嬉しく感じたりすることがあるように、私たちは、たとえ自分のそれと同等の程度までではないにしても、他の人間たちの感情をも感じることができる。そして感情とはまさに私たちを動かす力を持っている。それは私たちの生き方に影響する。

このことは私たちが持つ種としての共通性に関連していると推測される。私たち個々人は人間という共通の種の一部である。この共通性ゆえに私たちは他の人間との間に感情の交流、共感という現象を持つのであろう。そしてこの共感の一つとして、他の人間が困窮状態にあり、苦しんでいるとき、そしておそらくその人間が自分の伴侶、子ども、親、親戚、友人等、血縁的にかあるいは協力関係としてか、自分に近い関係にある程度に応じて、私たちは自分自身もそれと共感する感情を持ち、その人を助けようとする。このときの感情、すなわち他者の喜怒哀楽に対する共感とそれに基づく行動の中で他者の苦しさ・悲しさに対したときに自己の内部に生まれる共感とそこから生まれる援助の意欲が友愛性であると言えよう。

先に3)で、人間という種の内部においては、種の一員としての各人、各個体の最大の責任は自らの個体の生命を生かすことにあると考えられることを述べた。とはいえ、自己の生命を生かすことを第一の行動基準としつつ、他者に対しても可能な援助を行いたいという動機もまた第二の行動基準として存在する。この第二の動機が、人間のさまざまな面における発達、中でも

生産力の持続的発達という歴史的傾向性と結びつくとき、人間の行う友愛的行動はその規模、強さを増してゆく可能性がある。他者を援助したくても自分の生存のみで精一杯であるような生産力段階のときは、人間の持つ友愛性がそのまま他者に対する十分な対人的援助につながることはないであろう。では、人間の生産力の現在の発達段階では、この動機はどのような援助行動を生み出すものであるのか。これが、社会システムの全体構造との関連で、貧困問題の考察において重要となる視点であろう。

本稿で論じた阿部氏の論述の一つの動機も、現時点の日本社会においては、子どもたちの貧困状況に対して周囲の人、日本の社会がして挙げられることがもっとあるのではないか、という疑問にあると推測される。私たちが住むこの日本社会の現在の生産力の発達段階のもとでは、私たちの友愛的動機に基づく援助行動はどれだけのものでありうるのか、ありたいのか。これが、現在、貧困問題を考えるときに私たちが答えるべき第一の問いであろう。この問いに答えようとする試みは、さまざまな形をとりながら社会の多くの場面で見られている。たとえば生活保護費の水準をめぐる。あるいは医療保険における公私の負担割合をめぐる。また、最近強まりつつある「第三のセーフティネット」、すなわち失業したが雇用保険がもらえない人が生活保護を受給する前の状態のときに行われる援助をめぐる、等々はその例である²⁷⁾。これらの議論の基礎となる、貧困状態に対する社会成員の感情的動機を十分に解明することがその先の課題であろう。

上述の社会システム全体とそこでの貧困者への援助の位置づけを図式化すると次のようになる。ここでの友愛的動機による再分配が貧困者への援助の一部を説明する。(なお、以下では社会制度としての援助のみを対象としているが、国によっては政府から個人へ、ではなく、個人から個人へという個人間の援助の比重が大きい国もあるであろう。その場合は、下記の「社会扶助」が「民間(による)扶助」の言葉に置き換えられる、あるいは両者が並

27) これらの援助は税金、保険料、または両者の混合によって支えられている。それは先に見たように、自分が困ったときのために、という保険動機と、自分が困っていても余裕のある状態のときは困っている人がある程度助けたいという友愛的動機の混合したものによって支えられていると言えよう。

列されることになる。)

貧困対策としては、以下の図で示すように、生産物の公正な分配、社会保険による再分配、社会扶助による再分配の三つの経路がありうる。本項では、社会扶助による部分により多く焦点を当てたが、他の二つのルートも重要である。

(参考図) 社会システムの循環図…効率的生産・公正な分配・友愛的な分配

効率的な生産



生産成果 (生産物)



労働可能者

生産物の公正な分配 → 貧困減少への効果



労働困難者

再分配1：社会保険…保険動機・友愛的動機による → 貧困減少への効果

再分配2：社会扶助…保険動機・友愛的動機による → 貧困減少への効果

おわりに

以上で、阿部氏の議論によせた、貧困問題に関する私の考察を終える。本稿の課題は、1)子どもに最低限与えられねばならないものとは何か、そして、2) この問いはどのように解決すべきか、を考察することにあつた。以上の考察の結果としてのここでの結論は、子どもの貧困、また、貧困問題一般に対しては、1) その貧困の状況に対してその社会の周囲の人たちがどのように感じるかが、最低限与えられるべきものを決める、また、2) そのときの感じ方は、人間の持つ友愛性によるものと考えられる、ということであつた。

この友愛性に一致する貧困者への援助の中身を、この友愛性の内容に立ち入ってさらに詳しく考察することが次の課題となろう。この問題を解明することが、現在の、またこれからの貧困対策の内容と根拠、あり方を考察するための一つの資料となるであろう。

(2010・7・31)